

令和 8 年度地球温暖化対策計画事業者説明会

目標設定型排出量取引制度の概要

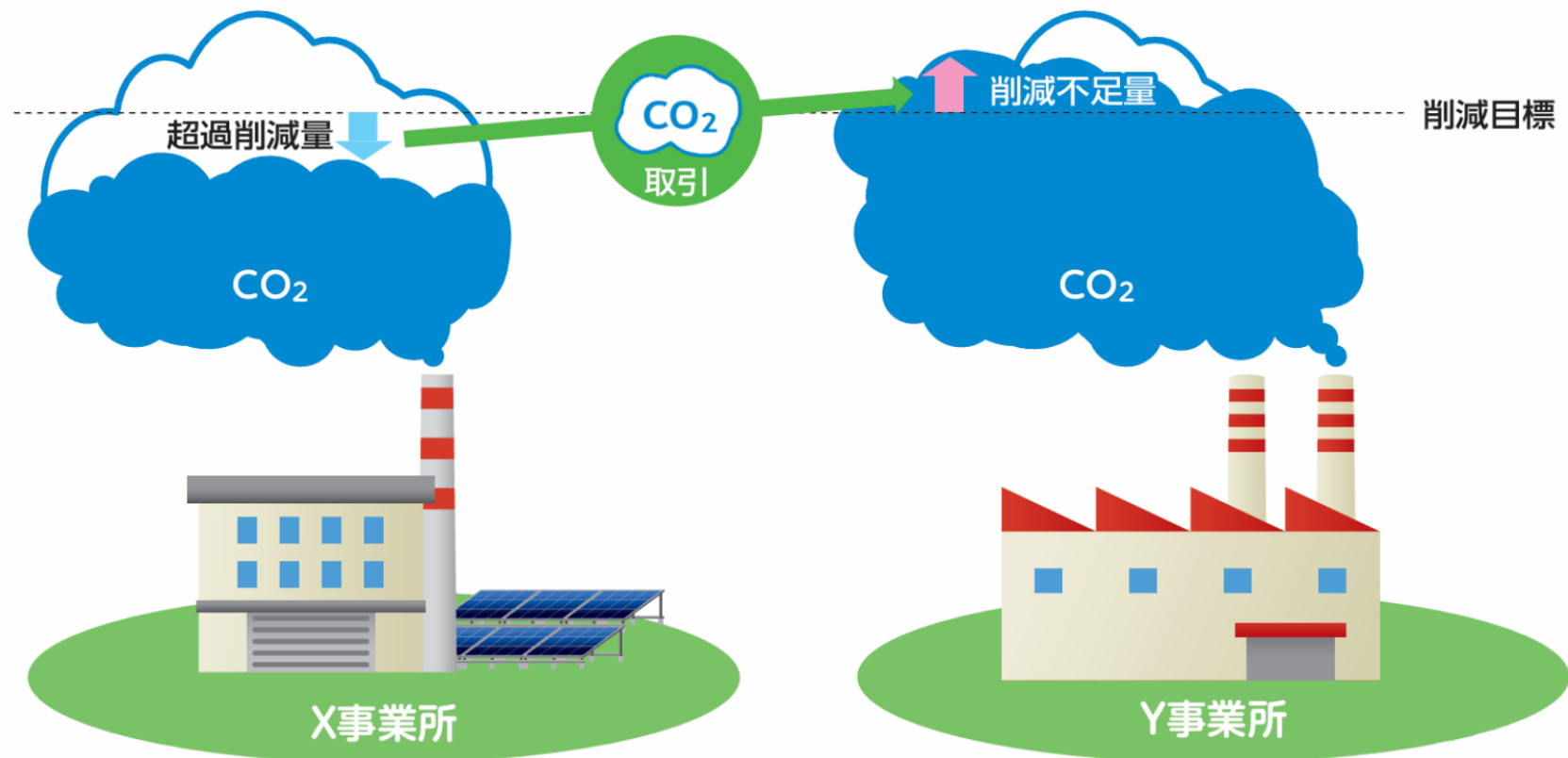
環境部 温暖化対策課



彩の国
埼玉県

目標設定型排出量取引制度

温室効果ガスを継続して多量に排出する大規模事業所について、事業所ごとに定められた削減目標を達成するよう、排出の総量削減に努めていただきます。排出量取引により、他事業所の削減量を取得し、目標達成に充てることができます。



事業所ごとの総量削減

- ① 大規模事業所が
- ② 目標設定ガスについて
- ③ 事業所ごとに設定された基準排出量をもとに
- ④ 総量削減の目標を設定し
- ⑤ 目標達成に努める

① 対象事業所

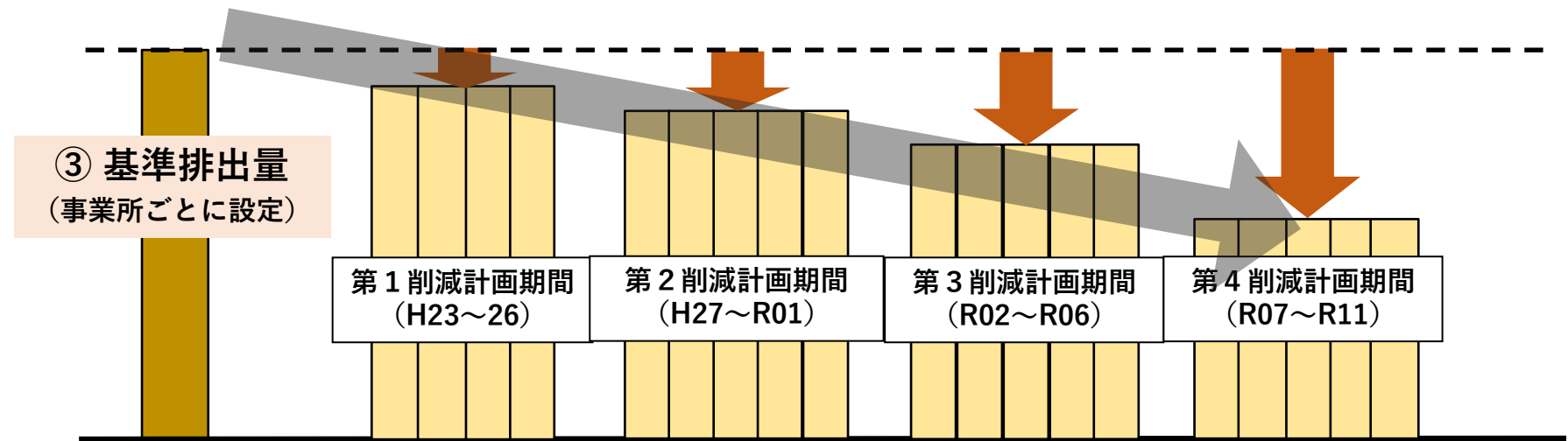


規模判定エネルギー使用量が
3か年度連続で1,500kL以上
(県内に約600事業所)

② 目標設定ガス

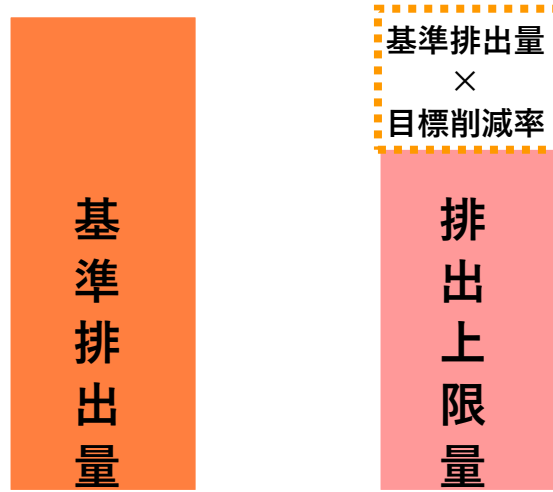
化石燃料・電気・熱の使用により
発生するCO₂

④⑤ 削減目標の達成に努める



事業所ごとの削減目標

削減目標量は、事業所ごとに設定された基準排出量に、目標削減率を乗じて算出します。



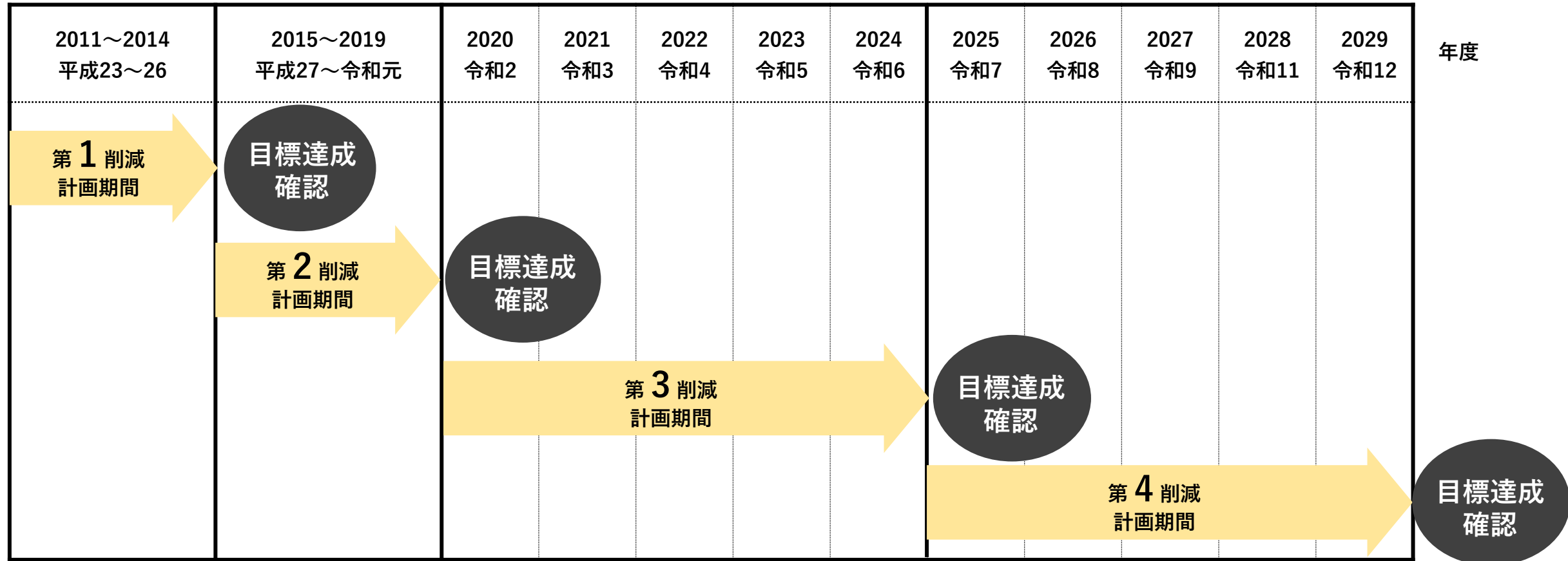
$$\text{(削減目標量)} = \text{(基準排出量)} \times \text{(目標削減率)}$$

事業所ごとに設定 × 区分ごとに一律

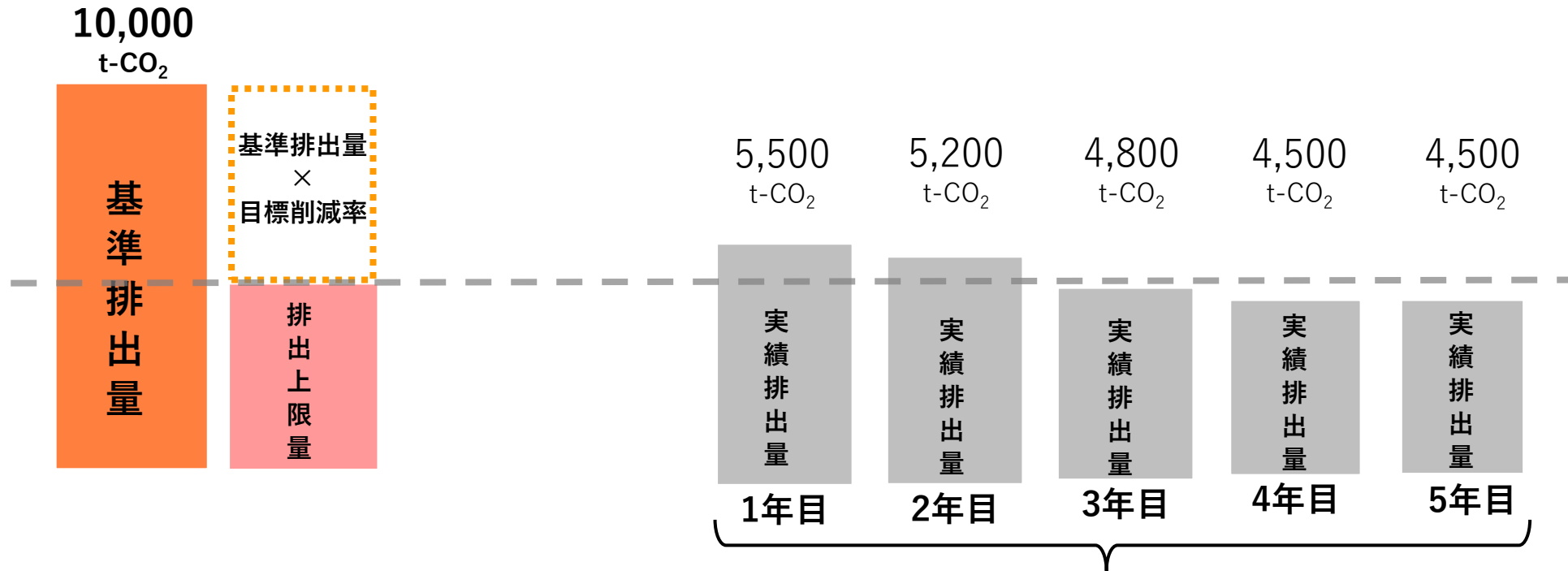
※ 基準排出量の算定方法と目標削減率の設定は、後のスライドで説明します。

削減計画期間

対象事業所は、削減計画期間（5か年度）ごとに、目標達成状況を評価します。



目標達成状況の評価



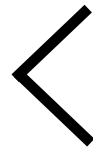
排出削減目標量 (5年間)

25,000 t-CO₂

基準排出量
10,000 t-CO₂

× 目標削減率
50%

× 5年間



排出削減量 (5年間)

25,500 t-CO₂

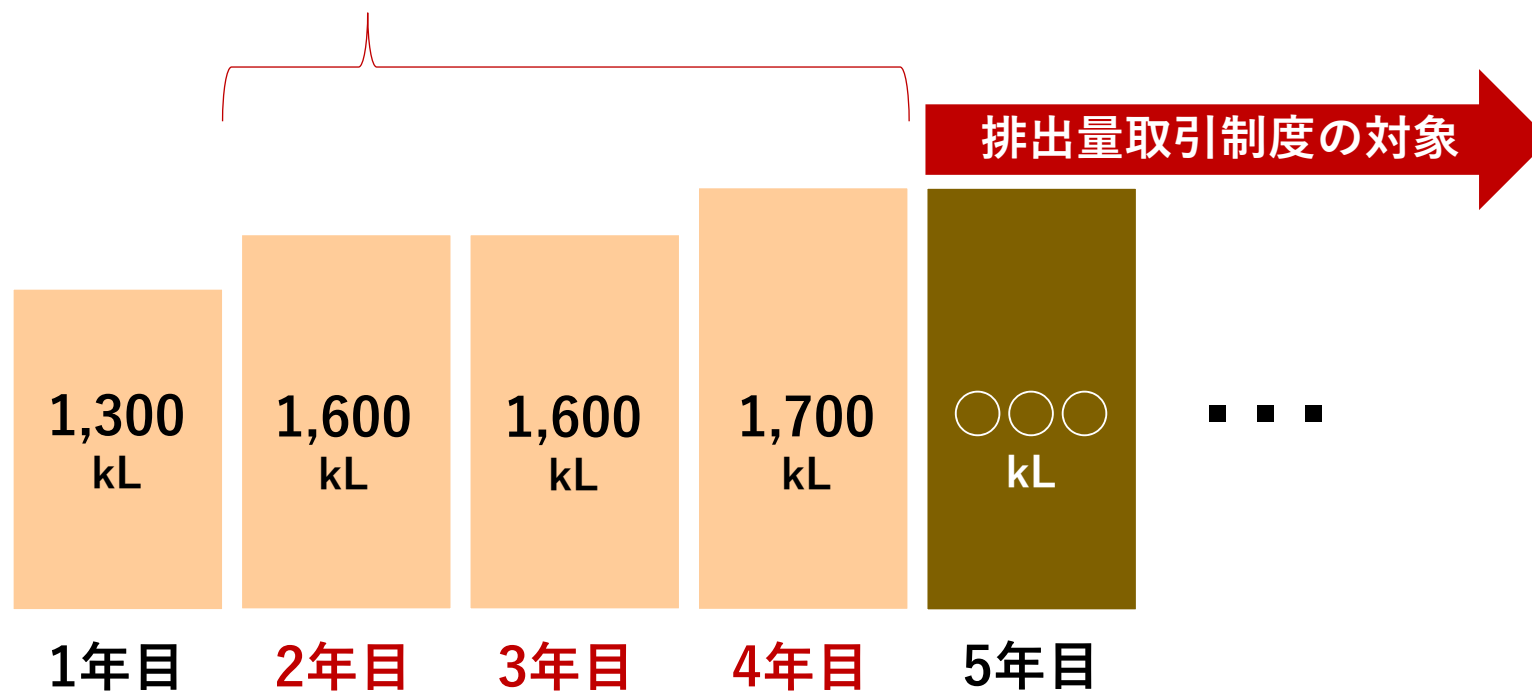
基準排出量
10,000 t-CO₂
× 5年間

− 実績排出量
5,500 + 5,200 + 4,800
+ 4,500 + 4,500

対象となる事業所（大規模事業所）

規模判定エネルギー使用量が

3か年度連続して、**1,500 kL**以上の事業所 **（事業所単位）**



ただし、年度の途中から事業所の使用が開始された場合は、当該開始年度の規模判定エネルギー使用量が1,500kL以上であっても、当該年度は「1年目」にはカウントしません。

事業所範囲の考え方

ひとつの建物・施設は、同一の事業所とする

区分所有や、テナントに賃貸している場合も、建物等全体を一事業所とする。

受電点などのエネルギー供給点を共有する複数の建物・施設は、同一の事業所とする

これを「エネルギー管理の連動性がある」という。

上記の建物・施設に隣接又は近接している事業所は、同一の事業所とする

建物・施設に共通する所有者が存在する場合。

ただし、建物については主たる使用者が同一の場合に限る。

基準排出量の決定

事業所の種別

基準排出量の算定方法

既存事業所

2006(平成18)年度から
2010(平成22)年度まで5か年度連続で
原油換算で1,500kL以上の規模判定エネルギーを
使用した大規模事業所

過去の排出量の平均

2002(平成14)年度から2007(平成19)年度までの
任意の連続する3か年度の排出量の平均

新規事業所

既存事業所以外の大規模事業所

以下のいずれかの方法

過去の排出量の平均

削減計画期間の開始年度の4年度前から
前年度までのうち連続する3か年度の排出量の平均

排出標準原単位を用いた算出値

例：商業施設

$$\begin{array}{l} 50,000 \text{ [m}^2\text{]} \times 0.160 \text{ [t-CO}_2\text{/(m}^2\text{・年)]} = 8,000 \text{ [t-CO}_2\text{/年]} \\ \text{事業所面積} \qquad \qquad \text{商業施設の排出標準原単位} \qquad \qquad \text{基準排出量} \end{array}$$

埼玉県との協議により決定する

基準排出量の変更

事業所の状況の変更があったときは、埼玉県との協議のうえ、基準排出量の変更を行います。
一定規模（排出量に換算して従前の基準排出量の6%相当）以上の状況の変更に対し、基準排出量の変更を行います。

床面積の増減

例：事業所内に工場建屋を増築した

用途が、定める用途区分のうち異なる用途になる変更

例：工場用途を事務所用途に変更した

事業活動の量、種類、性質を変更するための設備の増減

例：既存工場において生産ラインを増設した

建物・設備の増減を伴わない
生産活動等の変化（営業時間や工場稼働時間の変更）や、
気候などの外的要因の影響（気温の変化による排出量の増減）等
は、基準排出量変更の対象となりません。

熱供給先事業所の床面積の増減

（熱供給事業所に限る）

要件に該当する場合は、変更を生じた翌年度計画書提出時までには、県と協議を行ってください。
基準排出量が減少する変更についても行う必要があります。

目標削減率

$$\text{(削減目標量)} = \text{(基準排出量)} \times \text{(目標削減率)}$$

区分	第1削減計画期間 2011 (平成23) 年度 ～2014 (平成26) 年度	第2削減計画期間 2015 (平成27) 年度 ～2019 (令和元) 年度	第3削減計画期間 2020 (令和2) 年度 ～2024 (令和6) 年度	第4削減計画期間 2025 (令和7) 年度 ～2029 (令和11) 年度
第1区分① オフィスビル 商業施設 教育施設 など	8%	15%	22%	50%
第1区分② 上記のうち、事業所外から 供給された熱が使用エネ ルギーの2割以上である事業所	6%	13%	20%	48%
第2区分 工場 廃棄物施設 上下水道施設 など				

目標削減率の経過措置

2012（平成24）年度以降に制度対象となった事業所には、目標削減率の経過措置が適用されます。

計画期間		第1削減計画期間				第2削減計画期間					第3削減計画期間					第4削減計画期間				
年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
既存事業所		8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	22% / 20%	22% / 20%	22% / 20%	22% / 20%	22% / 20%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
新規事業所	第1計画期間 途中から		8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	22% / 20%	22% / 20%	22% / 20%	22% / 20%	38% / 36%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
				8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	22% / 20%	22% / 20%	22% / 20%	38% / 36%	38% / 36%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
					8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	22% / 20%	22% / 20%	38% / 36%	38% / 36%	38% / 36%	50% / 48%
	第2計画期間 途中から					8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	22% / 20%	38% / 36%	38% / 36%	38% / 36%	38% / 36%	50% / 48%
							8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	31% / 29%	38% / 36%	38% / 36%	38% / 36%	38% / 36%
								8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	15% / 13%	15% / 13%	15% / 13%	31% / 29%	31% / 29%	38% / 36%	38% / 36%	38% / 36%
	第3計画期間 途中から										8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	15% / 13%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	38% / 36%
												8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%
													8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	24% / 22%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%
														8% / 6%	8% / 6%	24% / 22%	24% / 22%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%
	第4計画期間 途中から															24% / 22%	24% / 22%	24% / 22%	24% / 22%	31% / 29%
																	24% / 22%	24% / 22%	24% / 22%	24% / 22%
																		24% / 22%	24% / 22%	24% / 22%
																			24% / 22%	24% / 22%

目標削減率の緩和措置

第4削減計画期間においては、以下の事業所は、知事の確認を受けることにより目標削減率の緩和措置が適用されます。

※ 複数併用して適用することはできません。

対象事業所	目標削減率の緩和	申請
中小企業が設置する事業所 <ul style="list-style-type: none">・ 中小企業基本法上の中小企業者等が対象・ 大企業等が経営を実質的に支配する場合等は対象外・ 目標削減率の経過措置が適用される事業所は対象外	4%緩和 50% → 46% 48% → 44%	確認を受けたい年度に申請 <ul style="list-style-type: none">・ 初回年度は9月末まで・ 2年度目以降は7月末まで（計画書と同時に提出） ※ 申請は毎年度必要です
医療施設 <ul style="list-style-type: none">・ 主たる施設が医療用途である施設・ 目標削減率の経過措置が適用される事業所は対象外	2%緩和 50% → 48%	確認を受けたい年度の翌年度に申請 <ul style="list-style-type: none">・ 初回年度は9月末まで・ 2年度目以降は7月末まで（計画書と同時に提出） ※ 申請は毎年度必要です
電気使用割合20%未満の事業所 <ul style="list-style-type: none">・ 事業所全体のエネルギー使用量に占める電気の使用割合が20%未満である事業所・ 第3削減計画期間の期間を通じた削減率が第4削減計画期間の目標削減率未満であること・ 事業所の設備の電化を進めることが困難である相当な理由があると認められること	3%緩和 50% → 47% 48% → 45%	<ul style="list-style-type: none">・ 令和8年3月末まで ※ 毎年度の申請は不要です

優良大規模事業所認定

地球温暖化対策の推進の程度が優れている事業所は申請により「優良大規模事業所」として認定され、目標削減率の緩和措置又は超過削減量発行上限の撤廃（65%⇒100%）を選択できます。

対象事業所	目標削減率の緩和	認定水準
トップレベル事業所	5分の3に緩和	<ul style="list-style-type: none">・ 認定基準により評価された総合得点が80点以上であること・ 必須項目である評価項目について不合格要件に該当するものの数が以下であること<ul style="list-style-type: none">Ⅰ～Ⅲにおいては0、Ⅳ～Ⅴにおいては合計で2以内であることⅠ 一般管理事項Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項Ⅳ 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項Ⅴ 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項
準トップレベル事業所	5分の4に緩和	<ul style="list-style-type: none">・ 認定基準により評価された総合得点が70点以上であること・ 必須項目である評価項目について不合格要件に該当するものの数が以下であること<ul style="list-style-type: none">Ⅰ～Ⅲにおいては合計で2（最も古い建物の竣工年度が平成24年度以前の認定申請事業所においては合計で4）、Ⅳ～Ⅴにおいては合計で2以内であることⅠ 一般管理事項Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項Ⅳ 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項Ⅴ 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項

連携省エネルギー計画認定制度（他制度削減相当量）

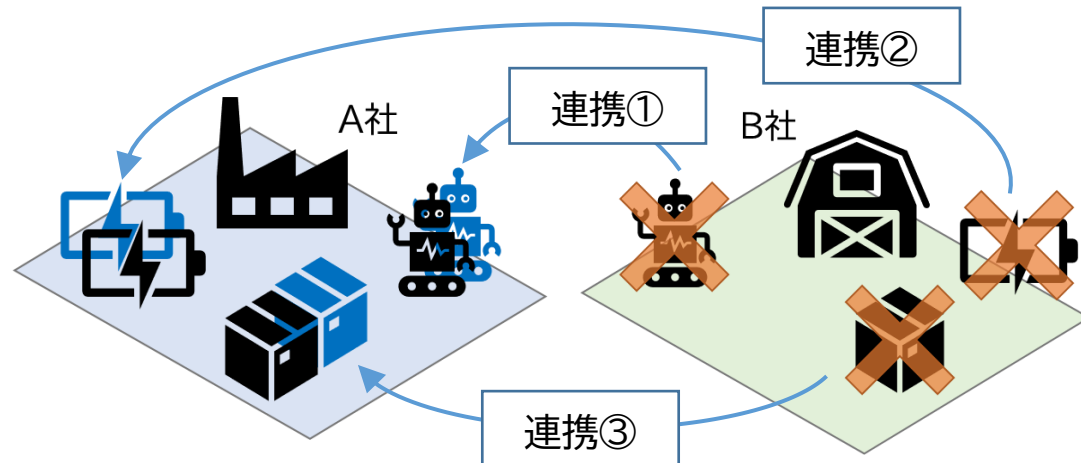
省エネ法の連携省エネルギー計画認定事業者のCO2削減量を評価する仕組みです。




連携省エネルギー措置により、分配されたエネルギー使用量に起因する目標設定ガス排出量を排出削減量に充当することができます。

目標達成のために利用することはできますが、オフセットクレジットのように取引することはできません。

本県取引制度	省エネ法
連携による省エネ量（CO2削減量）をA・B両社で分配し、目標削減率の達成に充当。ただし、変更協議要件に係る変更がなく、当該事業所の削減量が算定できる場合に限る。	連携による省エネ量をA・B両社で分配し、各々の省エネ量として報告

省エネ連携の例とその対応



-  **連携① 生産設備集約**
設備増減は基準排出量の変更として評価
-  **連携② 電源・熱源集約**
実排出係数で算定し、削減効果を評価
-  **連携③ サプライチェーン連携**

	A社	B社	総削減量
排出削減効果	+30 t	-130 t	-100 t
省エネ法認定量	-50 t	-50 t	-100 t
取引制度削減相当量	-80 t	+80 t	±0 t

再エネ由来証書・森林吸収量等の取扱い

再生可能エネルギー等由来の証書に記録された環境価値保有量及び森林吸収量等を目標設定ガス排出量に換算した量を計画期間の年度排出量から減ずることができます。

<再エネ由来証書の取扱い>

利用可能な証書の種類	グリーンエネルギー（電力・熱）証書、FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定）
事業所で使用しているエネルギーとの関係	事業所で使用しているエネルギー種の証書のみ利用可能とする
利用の考え方	① 排出量を上限に、証書が有するCO ₂ 削減効果を排出量から控除可能とする ※ 証書で認められたエネルギー種以外に由来する目標設定ガス排出量の控除にも利用可能とする。 ② 証書の認証量から削減相当量への換算は、国が公表する「特定排出者が調達した非化石証書利用に係る情報」の全国平均係数を使用する。

<埼玉県森林CO₂吸収量認証制度の認証量等（森林CO₂吸収量等）の取扱い>

利用可能な吸収量等の種類	▶ 埼玉県森林CO ₂ 吸収量認証制度において認証されたCO ₂ 吸収量 ▶ J-クレジット制度において認証・発行されたクレジットのうち、次の①～③の方法論で実施されたプロジェクトにより発行されたもの（①森林経営活動、②植林活動、③再造林活動）
利用の考え方	排出量を上限に、森林CO ₂ 吸収量等が有するCO ₂ 削減効果を排出量から控除可能とする。

※ 再エネ由来証書及び森林CO₂吸収量等を併用して控除量として利用することを認めるものとする。
一つの証書又は吸収量等が有するCO₂削減効果を分割し、複数年度又は複数事業所の排出量から控除可能とする。
一つの証書又は吸収量等が有するCO₂削減効果を分割し、排出量の控除とクレジットとしての利用を併用することは不可とする。

達成状況の確認

第4削減計画期間内の計画書・検証結果報告書の審査が全て終了した事業所には「目標達成状況確認通知書」を通知します。

口 座 番 号	110-100-0000000000000000-00					
削 減 期 間	令和2年度～令和6年度					
目 標 達 成 状 況	未達成					
排出量等の状況 (t-CO ₂)						
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	削減期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	
排出削減目標量						10,000
エネルギー起源CO ₂ 排出量	8,000	9,000	8,500	8,000	7,500	41,000
排出削減量	2,000	1,000	1,500	2,000	2,500	9,000
振替可能削減量等の充当量						-
知事が発行する超過削減量						-
目標達成のために必要な充当量						1,000
(備考)	基準年度(既に基準排出量を変更した場合は最終変更日)以降で削減期間最終年度までの間に、基準排出量変更の要件(裏面参照)に該当する場合、速やかに県と変更の協議を行ってください。なお、その場合、本通知は無効となります。					
	「目標達成のために必要な充当量」について、整理期間の終了日(令和8年9月末)までに他の事業所等から削減量を取得し、目標達成に努めてください。					

達成状況
「達成」 or 「未達成」

削減目標量
(削減期間の合計)

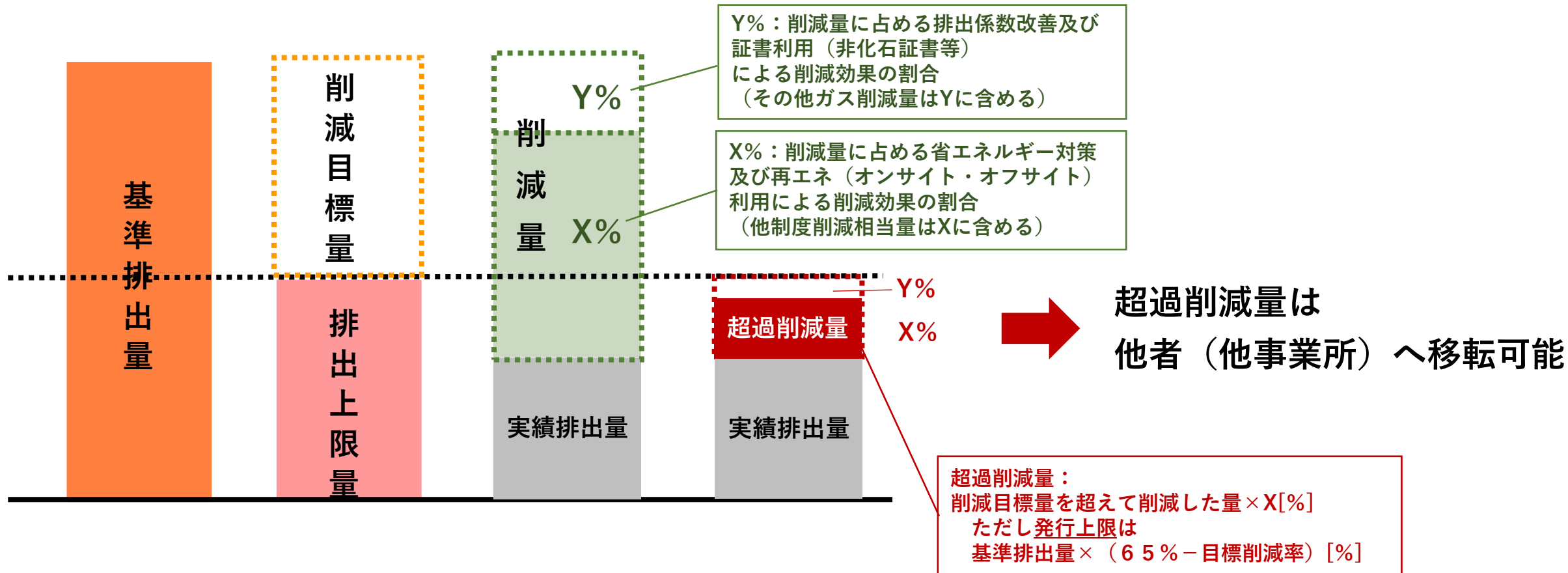
基準排出量から実際に削減された量
(削減期間の合計)

(上段) 目標を上回って削減された量
(「達成」の場合に記載)
(下段) 削減不足量
(「未達成」の場合に記載)

この例では、「目標量 10,000 t-CO₂」に対して「削減量 9,000 t-CO₂」なので「1,000 t-CO₂」の **削減不足 (未達成)**

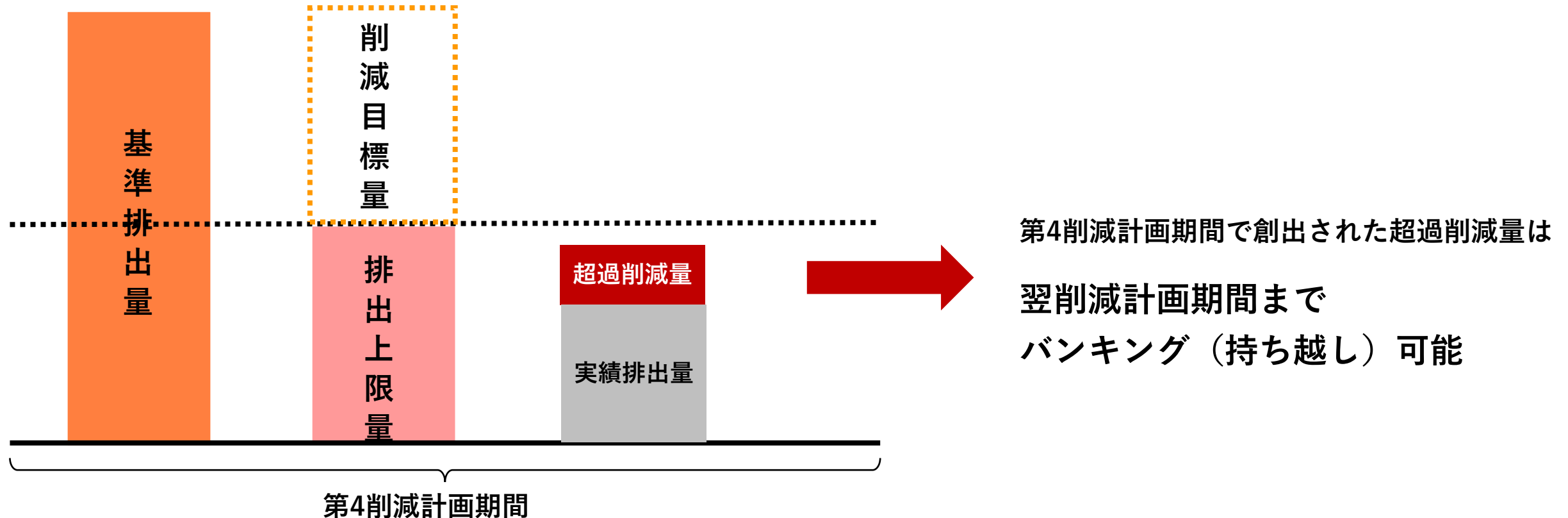
目標を上回って削減された量（超過削減量）

目標を上回って削減した量は、「超過削減量」として、
他者へ移転し、他者（他事業所）の目標達成に利用することができます。



超過削減量のバンキング

「超過削減量」は、次の削減計画期間まで持ち越して、目標達成に利用できます。（バンキング）
第3削減計画期間で、自らの削減により目標を達成した事業所は、
第4削減計画期間の達成見込みの把握のために、保有している超過削減量の量を確認してください。



オフセットクレジット

超過削減量のほかに、オフセットクレジット等を創出・取得し自らの事業所の削減に代えて、目標達成することができます。また一部のオフセットクレジット等は、制度対象以外の事業者も創出することができます。排出量取引制度は、多様な主体が取引に参加できる仕組みになっています。

種類	概要
超過削減量	大規模事業所において、削減目標量を上回って削減された量
その他ガス削減量	大規模事業所において、目標設定ガス以外の温室効果ガスについて削減された量の一部を、その事業所の削減として認めたもの
県内中小クレジット	県内の大規模事業所以外において、目標設定ガスについて削減された量
県外クレジット	大規模事業所に相当する規模の埼玉県外の事業所において、目標設定ガスについて削減目標量を上回って削減された量
再生エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値を、この制度で利用できるクレジットにしたもの
森林吸収クレジット	埼玉県森林CO ₂ 吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等（森林管理に係るもの）の認証吸収量を、この制度で利用できるクレジットにしたもの
東京連携クレジット	東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出されたクレジットを、この制度で利用できるクレジットにしたもの

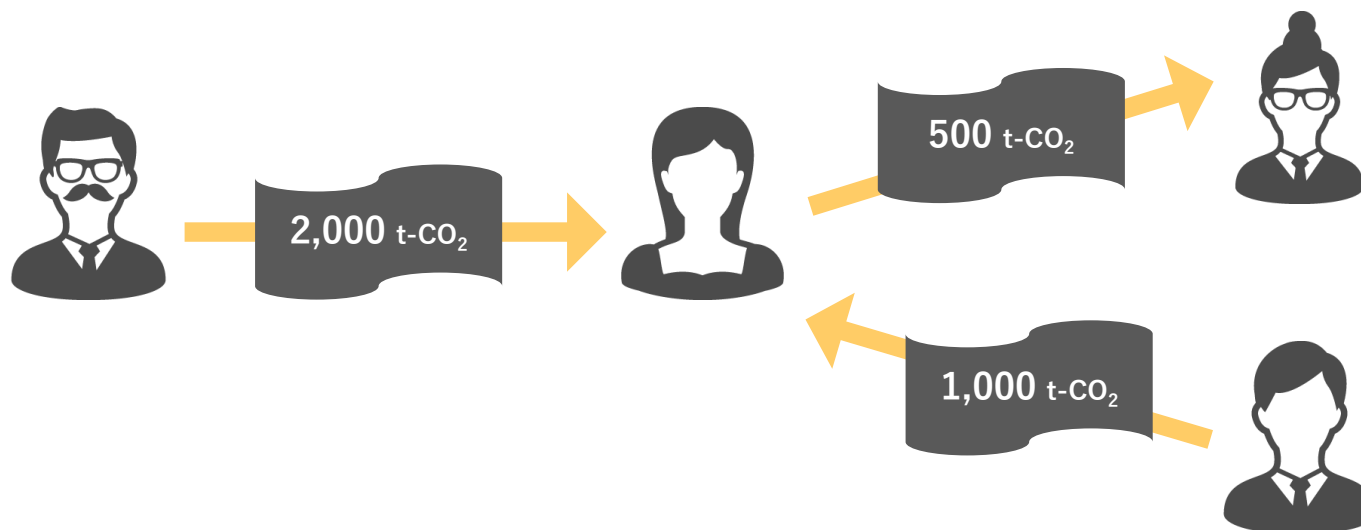
クレジット等の種類により、移転や充当量に制限のあるもの、事前申請や第三者検証が必要なものがあります。詳細はお問合せください。

排出量取引

排出量取引は、当事者間で
“クレジット等”を取得・移転等することにより行われます。

クレジット等

事業所においてCO₂を削減した量や再生可能エネルギーを創出した量などを
環境価値としてCO₂の量に換算し
排出量取引制度において取引に利用できる形態としたもの。

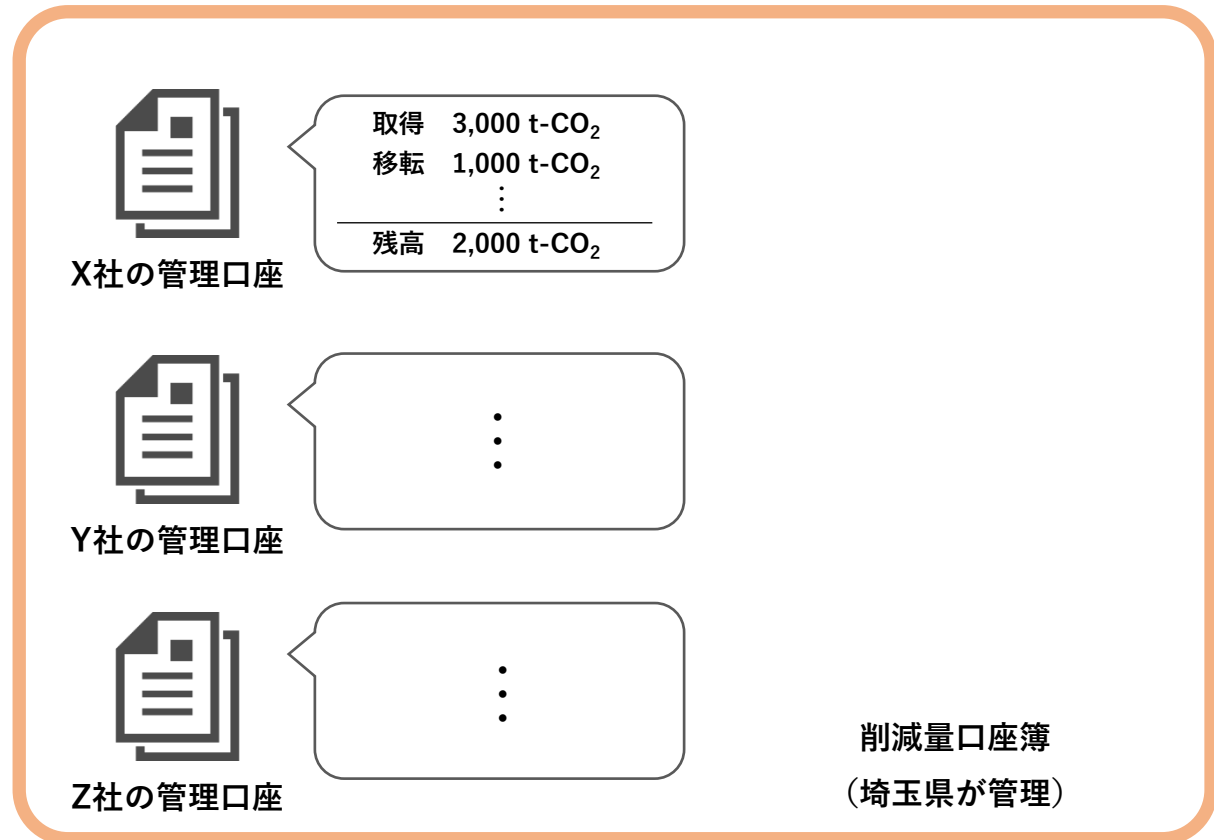


削減量口座簿

クレジット等の取得や移転は、“管理口座”に記録されます。

管理口座は“削減量口座簿”において埼玉県が管理しています。

取得や移転を行う場合は、口座名義人が埼玉県に申請を行い、埼玉県がその内容を記録します。



管理口座

指定管理口座

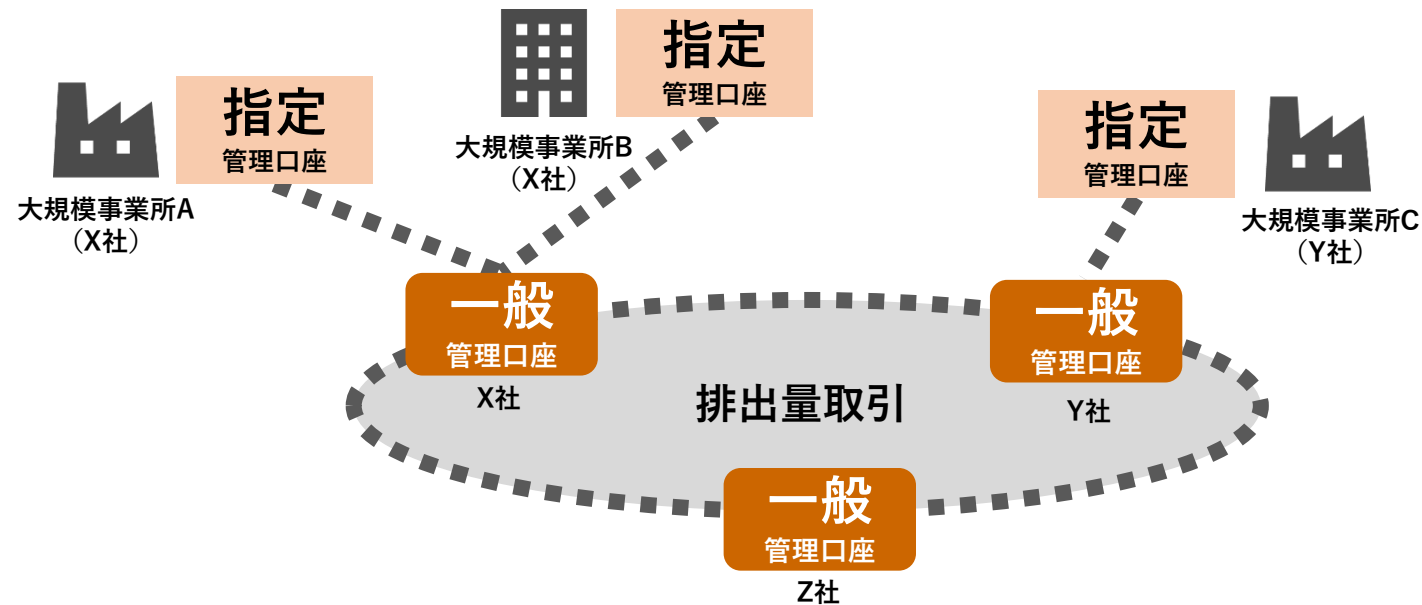
大規模事業所の削減状況を記録する口座

- 大規模事業所1事業所につき1口座が自動的に開設されています。
- 口座名義人は大規模事業所の設置者（大規模事業者）です。

一般管理口座

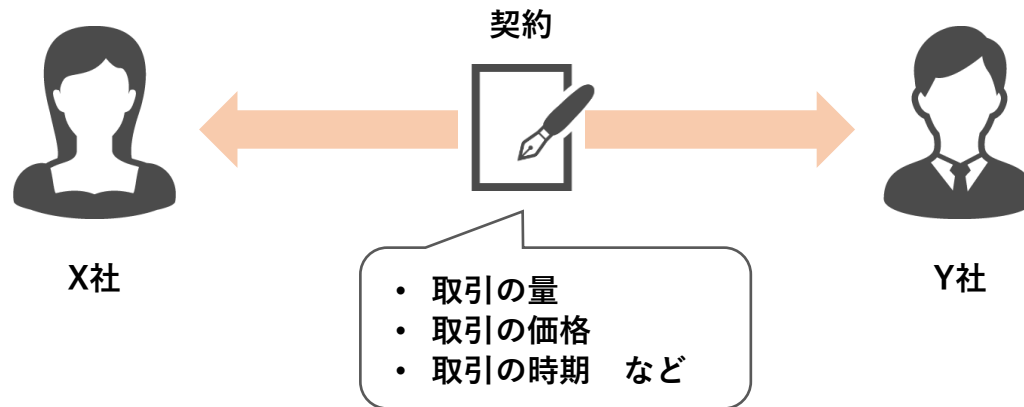
クレジットの所有状況を記録し、取引を行うために利用する口座

- 口座開設申請により開設されます。
- 大規模事業者以外（仲介事業者など）も開設することができます。



排出量取引の契約手続きと申請手続き

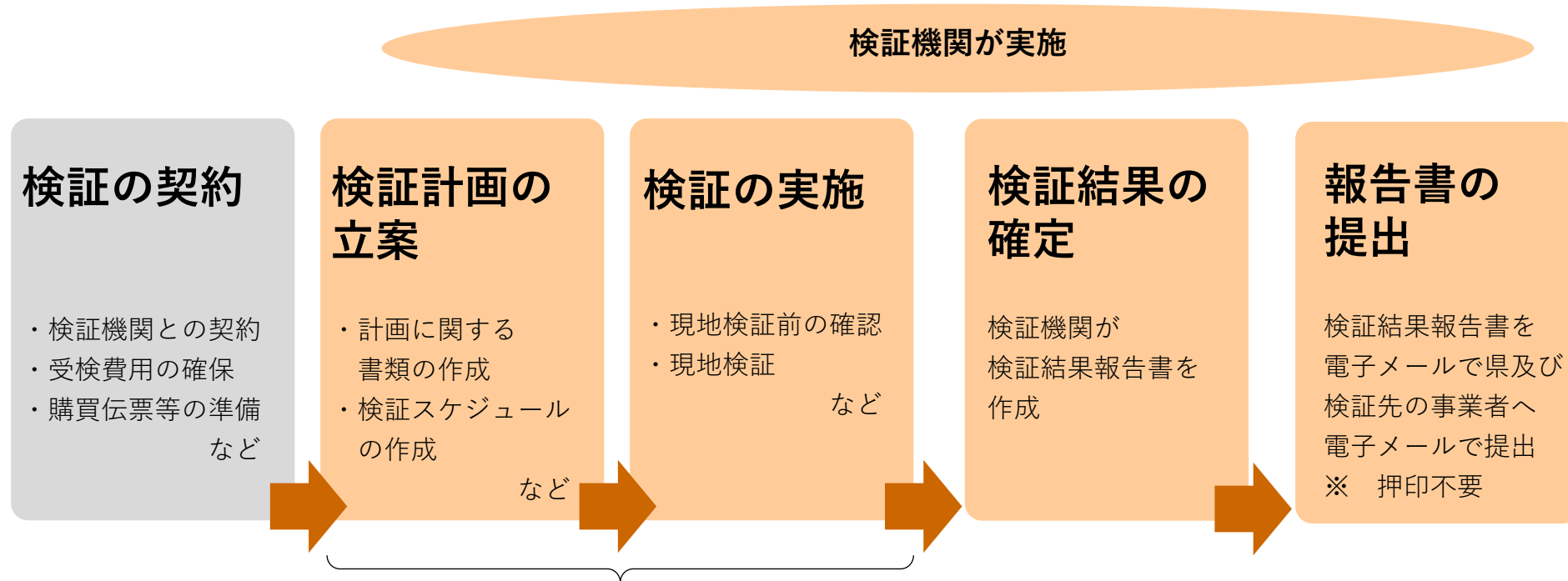
排出量取引の契約は、当事者が行います。（埼玉県は関与しません。）
当事者間の合意により、取引価格を含め、契約内容を定めてください。
（なお、取引価格についても埼玉県は関与しません。）



契約が締結されたら、契約内容にしたがって、
排出量取引に係る振替等の申請を埼玉県に行ってください。

第三者検証の受検

算定した排出量の正確性や信頼性を確保するため、
埼玉県登録を受けた検証機関による検証を受けていただきます。



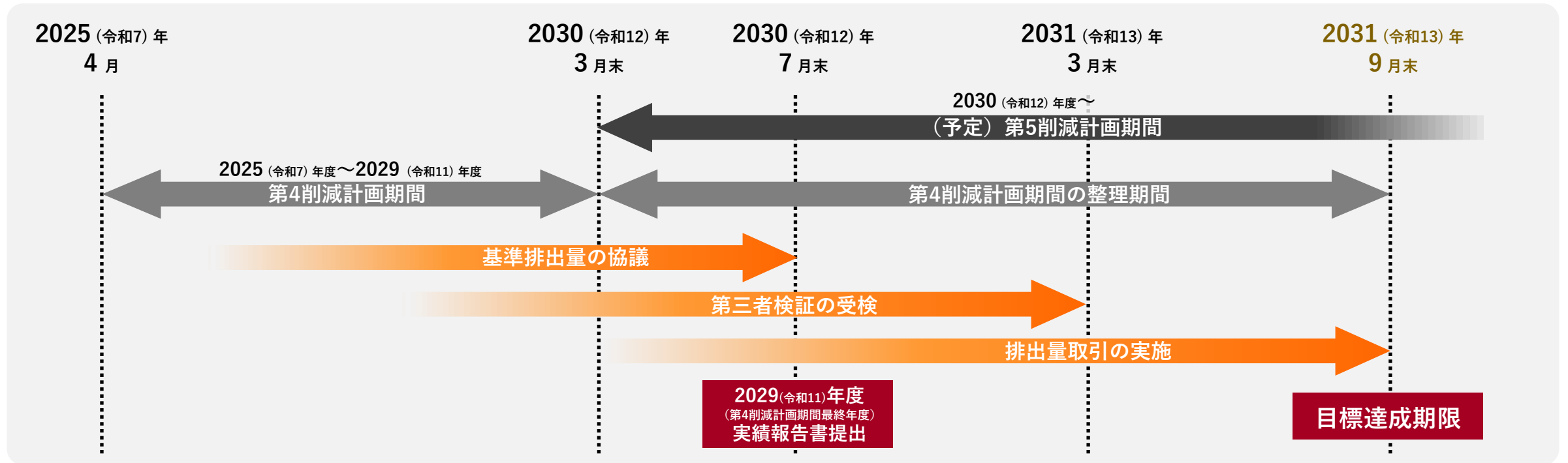
事業者は検証機関の依頼に応じて購買伝票等の根拠資料の提示を行う

第4削減計画期間の目標達成期限

第4削減計画期間の目標達成期限は、

2031 (令和13) 年 9 月末 です。

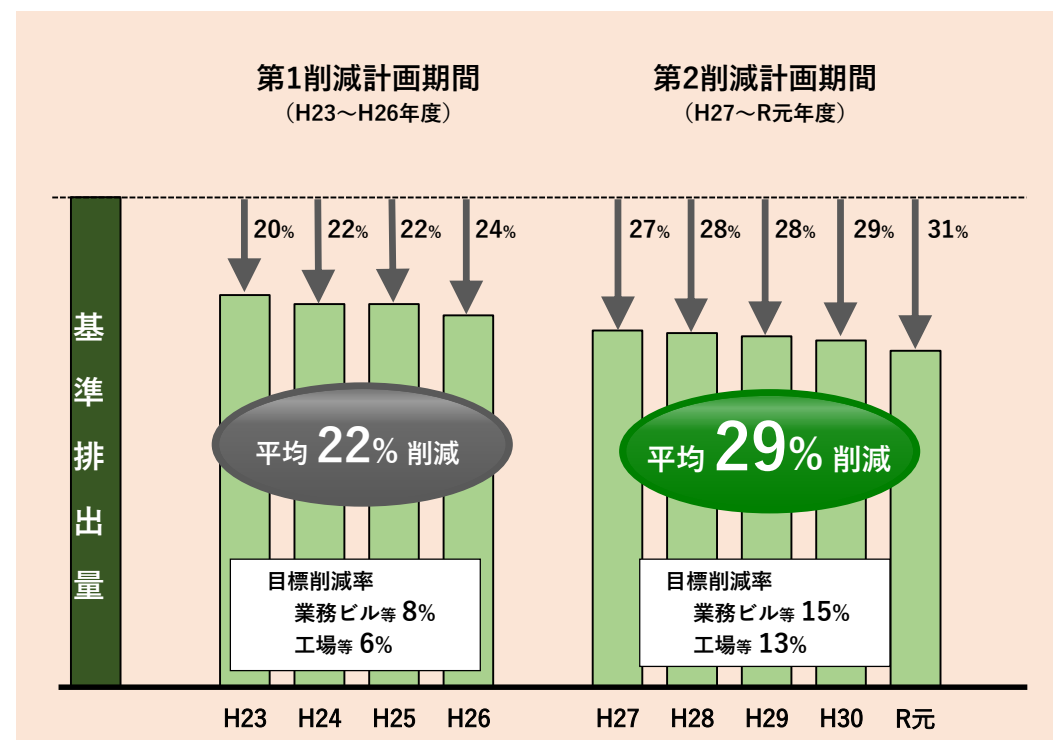
※ 大規模事業所の廃止により削減期間が短縮された事業所については、廃止後180日以内の目標達成をお願いします。
※ 2031年4月3日以降に基準排出量の決定や変更等の手続きが完了していない場合等は期限が延長になる場合があります。



これまでの成果（第2削減計画期間の削減の状況）

- ・ 基準となる排出量に対し29%削減を達成。
- ・ 大規模事業所の排出削減が着実に進んでいる。

	第1区分 (業務ビルなど)	第2区分 (工場等)	合計
事業所数	185 事業所	445 事業所	630 事業所
基準排出量	823 万トン-CO ₂	4,419 万トン-CO ₂	5,241 万トン-CO ₂
目標削減率	15%	13%	—
削減目標量	119 万トン-CO ₂	559 万トン-CO ₂	677 万トン-CO ₂
削減量 (実績)	230 万トン-CO ₂	1,281 万トン-CO ₂	1,511 万トン-CO ₂
削減率 (実績)	28%	29%	29%



これまでの成果（第2削減計画期間の達成の状況）

- ・ 618事業所（全体の98%）が目標を達成。
- ・ うち、91事業所は排出量取引により達成。

目標達成の状況

達成（第2削減計画期間の自らの削減により）	507 事業所
達成（前期間からの削減量の持越しを併せて）	20 事業所
達成（他事業所との取引により）	91 事業所
非達成	12 事業所
合計	630 事業所

排出量取引の相手

同じ事業者の他の事業所からの取得のみ	28 事業所
他の大規模事業者からの直接取得	23 事業所
仲介事業者等からの取得	37 事業所
再エネクレジット等の取得	3 事業所

お問合せ先

埼玉県 環境部 温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

TEL 048-830-3044, 3043, 3049

Mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

「エル・ジー」

埼玉県目標設定型排出量取引制度のWebページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikiseido.html>

埼玉県 排出量取引制度

検索

埼玉カーボンニュートラルポータルサイトのWebページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/saicn.html>